

公 告

「患者給食業務」の委託業者を次のとおり公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告する。

令和4年12月19日

長崎県五島中央病院 院長 竹島史直

1. 調達内容

(1) 業務名

長崎県五島中央病院患者給食業務委託

(2) 業務内容

長崎県五島中央病院に於ける患者給食業務委託

(詳細は長崎県五島中央病院患者給食業務委託仕様書に定める。)

(3) 業務委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎県五島市吉久木町205番地

長崎県五島中央病院

(5) 選定方法

参加者から提出された企画提案書及び見積書に基づいて、当院の委員会が総合的な審査を行い、優先交渉業者を決定する。ヒアリング等が必要となった場合は、別途通知するものとする。

なお、参加者が1者のみであった場合についても公告記載内容のとおり審査を行い、業者を決定することとする。

2. 参加資格

プロポーザル参加申請ができる業者は、次の応募要件を満たすものとする。

(1) 財務状況、損益状況及び資金状況が良好であること。

(2) 患者給食業務の受託運営実績が3年以上であり、公告時現在受託中の運営実績が1件以上あること。

(3) 次の各号いずれにも該当しない者

① 令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。

- ② 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 4 及び 8 の提出書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- ④ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ⑤ 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- ⑥ 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

3. 担当部局

長崎県五島中央病院 財務係

〒 8 5 3 - 0 0 3 1 長崎県五島市吉久木町 2 0 5 番地

TEL : 0 9 5 9 - 7 2 - 3 1 8 1

FAX : 0 9 5 9 - 7 2 - 2 8 8 1

4. プロポーザル参加申請書の提出

(1) 受付期間

令和 4 年 1 2 月 2 0 日（火）から令和 5 年 1 月 1 0 日（火）まで

(2) 提出書類

- | | |
|--------------------|-----|
| ① 参加申請書（五病様式第 3 号） | 1 部 |
| ② 誓約書（五病様式第 4 号） | 1 部 |

(3) 提出先（送付先）

3 の担当部局

(4) 提出方法

- ① 持参又は郵送（簡易書留又はレターパックに限る）にて提出すること。
- ② 郵送の場合は、令和 5 年 1 月 1 0 日（火）午後 5 時必着とする。

- ③ 持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成21年長崎県病院企業団条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）までとする。

5. プロポーザル参加を辞退する場合

参加申請書を提出した業者がプロポーザル参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（五病様式第5号）を提出すること。

6. 現場説明

現場説明は実施しない。

7. 仕様書等の貸し出しについて

- (1) 「仕様書一式」、「長崎県五島中央病院患者給食業務委託企画提案書作成要領」及び「長崎県五島中央病院患者給食業務委託プロポーザル評価基準」は貸し出すものとする。

- (2) 仕様書等の貸し出しは、「仕様書等貸出受付確認書（五病様式第9号）」を3の担当部局に持参すること。

ただし、3の担当部局へ持参する場合は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成21年長崎県病院企業団条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来院する場合は、正午から午後1時までを除く。）とする。

なお、貸し出した書類については、令和5年1月30日（月）までに3の担当部局へ返却すること。

- (3) 貸出書類の受け取りを郵送にて希望する場合は、「仕様書等貸出受付確認書（五病様式第9号）」を3の担当部局に郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便、配達記録郵便又はレターパックに限る。提出期限内必着。）し、返信用封筒として「レターパック」を同封すること。

8. 企画提案書の提出

参加申請書を提出した業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

なお、業務委託の仕様については別添「長崎県五島中央病院患者給食業務委託仕様書」で確認し、企画提案書の作成要領については別添「長崎県五島中央病院患者給食業務委託企画提案書作成要領」で確認すること。

- (1) 受付期間

令和5年1月16日（月）から令和5年1月30日（月）まで

- (2) 提出書類

- ① 企画提案書 10部（正本1部、副本9部）
② 概算見積書 1部（五病様式第2号）
※見積金額の内訳について、別紙に記載すること

(3) 提出先（送付先）

3の担当部局

(4) 提出方法

- ① 持参又は郵送（簡易書留又はレターパックに限る）にて提出すること。
- ② 郵送の場合は、令和5年1月30日（月）午後5時必着とする。
- ③ 持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成21年長崎県病院企業団条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）までとする。

9. 質疑について

(1) 提出期限

令和4年12月20日（火） から

令和5年1月10日（火） 午後5時まで

(2) 質疑様式及び提出方法

質問書（五病様式第6号）に質疑内容を明記の上、FAXで送信すること。送信後は、3の担当部局へ電話連絡を行うこと。

(3) 送信先

3の担当部局とする。

(4) 質疑の回答

質疑については令和5年1月13日（金）までに、他の業者の質疑も含め、全業者にFAXで回答する。

10. 委託業者の選定について

委託業者の選定に際しては、企画提案書の各項目について審査する。

11. 審査方法

- (1) 参加者から提出された企画提案書及び見積書に基づいて、当院の委員会が総合的な審査を行い、優先交渉業者を決定する。
- (2) 企画提案書による書類審査を行い、ヒアリング等が必要となった場合は、別途通知するものとする。
- (3) 優先交渉業者の決定後、結果通知書を全参加業者へ通知する。

12. 契約の締結方法

企画提案書等を総合的に評価し、最も評価の高かった事業者と、本業務の委託契約締結交渉を行うものとする。

ただし、その事業者が辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点事業者と契約締結の交渉を行うものとする。

13. 入札保証金

入札保証金は免除とする。

14. 契約保証金

契約保証金は免除とする。

15. 虚偽記載があった場合の措置

「4」に定める競争入札参加申込書、競争入札参加資格審査申請書等の書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、指名停止となる場合がある。

16. プロポーザル日程等

区 分	期間、期限等	参照項目
公募公告日	令和4年12月19日(月)	
参加申請書等受付期間	令和4年12月20日(火) から 令和5年 1月10日(火) まで	4
企画提案書提出期間	令和5年 1月16日(月) から 令和5年 1月30日(月) まで	8
質疑書の受付期間	令和4年12月20日(火) から 令和5年 1月10日(火) まで	9
質疑書への回答	令和5年 1月13日(金) まで	9

17. その他

企画提案書の提出等において長崎県五島中央病院患者給食業務委託業者選定に関し応募者において必要となった費用は、応募者の負担とする。

また、提出された書類等は、採否にかかわらず返却しない。